

令和4年度 小城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

目的

小城市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。このため、小城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

1. 位置付け

アクションプログラムは、小城市耐震改修促進計画に基づき策定する。

対象地域	小城市全域
対象建築物	小城市内の住宅で、建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築工事に着手したもの
計画期間	令和2年度から令和7年度までとし、目標の達成状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し等を行う。

2. 取組内容・目標・実績

(1) 令和4年度 of 取組内容

① 財政的支援

住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援を実施

② 普及啓発

- ・ 出前講座の実施
- ・ 毎年度10戸の戸別訪問を実施
- ・ 市内全戸に耐震支援に関するチラシを配布
- ・ 補助を受けて耐震診断を行った所有者等へ結果報告に併せて耐震改修資料を送付
- ・ 市報、及びホームページを使って耐震に関する補助制度について周知

(2) 令和4年度の目標

- ・ 住宅耐震診断 5件
- ・ 住宅耐震改修補助 2件

(3) 前年度までの実績

年度	H29	H30	H31	R2	R3
耐震診断（件）	8	9	0	0	3
耐震改修（件）	0	0	0	0	0

3. 自己評価（令和3年度）

(1) 取組実績

- ・ 市報・ホームページを使った支援制度の周知を強化した。
 - ・ 耐震診断を行った者に対し、耐震改修の支援制度について案内を行った。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大により戸別訪問、出前講座は実施していない。

(2) 前年度の課題

- ・ 引き続き補助制度の周知及び利用促進を図る必要がある。

(3) 改善策

- ・ 防災対策と併せて耐震改修について周知するなど、支援制度のPRを強化する。